

6月1日（月）からの通常日課に伴う衛生管理について

項 目	内 容
手指の消毒	登校時は時短と水道での密を避けるため、教室でアルコールによる手指消毒を行い、それ以外の場合は手洗い後に消毒を行う。
食事指導	- 摂食指導が必要な児童生徒の担当者はフェイスシールドを使用する。 - 材料と作り方の提供は健康指導部、製作は個人が行う。 - 防護服が必要な場合は健康指導部に申し出る。
喫食場所の消毒	- 小学部については児童が食堂に入室する前に調理員が実施する。 - 中高については配膳前に各教室で実施する。 ※ 消毒に使用するアルコールとして、県教委を通して7月まで外池酒造様より2L／週の提供あり
歯磨き指導	- 当面の間の歯磨き指導を見合わせる。（保護者宛通知で周知） - 教職員の歯磨きは児童生徒の在校時には行わない。 - 歯磨き場所は管理棟1、2階トイレに限定し、消毒は16:00以降に行う。
コップ	水分補給、うがい用として使用する場合、在校中は個人で保管し、毎日持ち帰る。
トイレ	管理棟1、2Fのトイレにドアストッパーを設置、それ以外のトイレでもできるだけドアノブに触れずにドアを開閉するよう指導する。
マスク	- 使用済のマスクはビニール袋等に入れて口を縛ってから処分する。 - 布マスクに関しては同様にして持ち帰る。 - 在校時の保管用として各自ビニール袋等を持参してもらう。
換気	気候上可能な限り常時換気。エアコンを使用した場合を含め、窓を閉めている場合には30分に1回（数分間程度）、窓を全開して換気をする。
発熱者への対応	- 発熱等の風邪症状のある児童生徒は、学部主事、管理職に報告の上、家庭に迎えを連絡する。 - 保健室に内線で連絡を入れ、保健室には寄らず他の児童生徒と接することがないように別室（生活訓練等）で対応する。